

新型コロナウイルス感染症に対する宜野湾市の対策方針 (令和2年2月21日)

沖縄県内において、新型コロナウイルス感染症患者が発生し、今後県内において感染拡大する可能性があり、宜野湾市における全庁的な感染対策の取り組みを緊急に進める必要がある。よって宜野湾市新型インフルエンザ等対策本部条例及び宜野湾市新型インフルエンザ等対策行動計画に準拠した対策を遂行する。

記

1. 事業・集会・行事・イベント等について

令和2年2月20日厚生労働省のイベント開催に関する見解を踏まえ、感染拡大の防止という観点から、宜野湾市として人が集まる事業・集会・行事・イベント等は当分の間、原則自粛する。

但し、やむを得ず開催する場合は、咳エチケットや手洗いの励行、会場入り口にアルコール消毒液の設置、会場の十分な換気等の感染対策を行う。また、発熱や嘔吐などの症状、倦怠感等の体調不良がある場合は参加を自粛するよう注意喚起を行う。

なお内容に変更が生じた場合は、市民並びに関係者に変更についての周知を必ず行う。

2. 公共的施設等（指定管理含む）の利用について

高齢者の利用施設に関しては感染リスクを考慮して、利用を制限するなどの対応をとり、その他の施設に関しては発熱等の風邪症状が見られる場合、利用を控えてもらう。

宜野湾市赤道老人福祉センター、宜野湾市伊利原老人福祉センターについては、当分の間、臨時閉館とする。

3. 学校・保育所等における感染症対策について

- (1) 学校においては、文科省発令和2年2月18日付「学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」及び同日付「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」の通知に則した

対応を行う。

- ・ 幼児児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせず自宅で休養するよう指導する。(教職員も同様に対応)
 - ・ 自宅休養した場合(下記①②③)、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」等として扱う。(欠席日数とせず、出席停止・忌引等の日数として記録)
 - ①風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
 - ②強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
 - ③医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
 - ・ 卒業式などの学校行事や授業等、大勢が長時間同じ空間にいる場合には、マスク着用の奨励のほか、こまめに換気し、会場入り口にアルコール消毒液を設置するなど可能な範囲で感染予防対策を行う。
- (2) 保育所においては、厚労省発令和 2 年 1 月 31 日付「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」の通知に則した対応を行う。
- ・ 風邪やインフルエンザと同様に咳エチケットや手洗い、アルコール消毒などの感染予防対策を行う。
 - ・ 感染指定地域からの帰国者または濃厚接触者に対しては、発熱や呼吸器症状を確認し症状に応じた対応を行う。

4. 市役所や公共施設内の消毒液の設置について

市役所・公共施設への消毒液の設置は速やかに行う。

5. 市民へ最新情報・感染対策等の情報提供

市民に対して、新聞、ラジオ、市ホームページ、ポスター、防災行政無線等を活用し、感染症に関する情報提供を行うよう各部署で取り組む。

新型コロナウイルス感染症に関するチラシを積極的に活用し、関係団体等に情報提供を行う。特に高齢者、外国人、障がい者等の情報弱者に関しては、あらゆる媒体・機関を活用し情報提供を行う。

6. 職員に向けた感染対策について

職員向けに感染対策について周知を行う。

発熱等の風邪症状が見られるときは、無理をせず休養をとる。